

新型コロナウイルス感染症に関する 労務管理のポイント



労務管理担当者は
必見!

新型コロナウイルス感染症について 職場の安全衛生対策と労災補償をアドバイス!

1 新型コロナウイルス感染症への職場の安全衛生対策

(1) 病原体等を直接取り扱う業務の医療従事者

労働安全衛生法(以下、「安衛法」)第1条は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」ことを同法の主たる目的として規定しています。この安衛法下での職場における感染症防止にかかる規制を見てみると、感染症を初めとした病原体等を直接取り扱う業務に従事している医療・研究職等については、安衛法第22条1号(病原体等による健康障害防止措置)、同規則第576条、第581条、第585条等で一定の衛生基準を設けていますが、直接病原体等を業務として取り扱うことのない上記職種以外の一般従業員に対する感染症による健康障害防止措置を規定する条文は安衛法上設けられていません。

(2) 一般従業員に対する職場での新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、令和2年3月31日基安発「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について(要請)」で厚生労働省安全衛生部長等から経済団体等に要請が行われ、その後も同年4月17日、5月14日、8月7日、11月27日、令和3年1月8日、同年2月12日に「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」で厚生労働省安全衛生部労働衛生課長等から経済団体等に協力依頼が行われ、上記医療・研究職等だけでなく一般従業員に対しても職場で新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理を行うよう協力依頼がされています。

これは、安衛法等による法規制ではありませんが、厚生労働省が示した職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理についてのガイドラインといえるものです。

以下、そのポイントを見ていきたいと思います。

2 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理のポイント

(1) 職場における対策の基本的な考え方と進め方

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる)という3つの条件が同時に重なる場を避け、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組むことが必要です。

このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけることが重要です。

具体的には、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施してください。

(2) 職場における感染防止の徹底

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、多くの関係団体では、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを作成し、その周知等に取り組んできましたが、引き続き、職場での感染防止策の確実な実践に取り組む必要があります。

① 職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討、対策の共有

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf>)を活用して職場の状況を確認して頂くとともに、独立行政法人労働者健康安全機構がホームページで公表

している動画教材「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポイント」を参照して頂く等により、職場の実態に即した、**実行可能な感染拡大防止対策を検討**し、その取組内容を、高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を有する者をはじめ、**すべての労働者に共有**してください。

② 外国人労働者に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る教育等

外国人労働者に新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る教育等を行う際には、厚生労働省作成のリーフレット「職場の新型コロナウイルス感染症対策 外国人労働者の皆さんにも『正しく伝わっていますか?』」や10カ国語に翻訳(やさしい日本語版も作成)した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用してください。

③ 安全衛生委員会、安全衛生スタッフ等を活用した対策検討、対策の実施

感染防止対策の検討に当たっては、職場に、安衛法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、こうした**衛生管理の知見を持つ労使関係者により構成する組織の有効活用を図るとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与**を求めてください。

併せて、安衛法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が**設置・選任されていない事業場**については、**独立行政法人労働者健康安全機構の産業保健総合支援センター**において、メールや電話による相談の受付、各種情報の提供等を行っているので、**その活用**について検討してください。

(3) 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の衛生上の職場の対応ルール

事業者においては、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」という。)が発生した場合に備え、対応ルールを作成し、労働者に周知してください。この際、厚生労働省が企業における具体的な取組事例を取りまとめた「**新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の衛生上の対応ルール(例)**」を適宜参考にしてください。

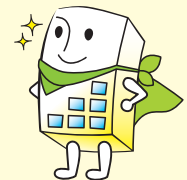
また、新型コロナウイルス感染症の陽性者について、**安衛法に基づく労働者死傷病報告の提出**に留意し、同報告書を作成する際にはリーフレット「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。」を適宜参考にしてください。

(4) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

事業者においては、国、地方自治体、公益性の高い学術学会等がホームページ等を通じて提供している**最新の情報を収集**し、必要に応じ**感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知**してください。

※「感染症防止対策チェックシート」「清掃現場の新型コロナウイルス感染症防止対策のポイント」は、事業者に対して厚生労働省より要請や協力依頼のあった「職場での感染防止策の確実な実践」を容易にするための支援策であり、また、シールや掲示物はビルオーナーや施設管理者に対する感染防止の周知・ご理解促進のためのものです。

積極的にご利用いただき、職場での新型コロナウイルス感染症防止対策に役立ていただくようお願いいたします。



3 新型コロナウイルス感染症についての労災補償

(1) 新型コロナウイルス感染症と労災補償の考え方

(従来からの基本的考え方)

従来から、細菌、ウイルス等の病原体の感染を原因として発症した疾患に係る業務上外の判断については、個別の事案ごとに感染経路、業務又は通勤との関連性等の実情を踏まえ、業務又は通勤に起因して発症したと認められる場合には、労災保険給付の対象となるとされています。

新型コロナウイルス感染症についても、この従来からの業務起因性の考え方に基づき、労働基準法施行規則別表(以下「別表」という。)第1の2第6号1又は5に該当するものについて、労災保険給付の対象となります。

(参照)「別表第1の2第6号1又は5」について *2から4はここには非掲載

六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

1. 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患

5. 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

(新型コロナウイルス感染症にかかる特例運用)

ただ、令和2年4月28日付け基補発0428第1号通達により、「別表」の該当の判断に際して、「本感染症の感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみ適切な対応が必要となるので、当分の間、別表第1の2第6号5の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。」とされ、該当性の判断が従来より容易になっています。

(令和2年4月28日付け基補発0428第1号通達による具体的な取扱)

ア. 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。

イ. 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となること。

ウ. 医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの

調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること。

この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断すること。

(ア) 複数(請求人を含む)の感染者が確認された労働環境下での業務

(イ) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

(2)ビルメンテナンス業での被災者数と労災認定事例

① 東京労働局管内のビルメンテナンス業での被災者数

東京労働局管内のビルメンテナンス業で、令和2年1月から12月までの1年間で新型コロナウイルスに業務遂行中に感染した労働者は4名で、詳細は以下のとおりです(「令和2年死傷災害発生状況」(令和3年1月末日現在)の詳細情報による)。

No	作業場所	性別	年代	備考
1	病院	男	50歳代	院内クラスター
2	病院	女	70歳代	院内クラスター
3	公共施設	男	50歳代	経路不明
4	地方公共団体	男	70歳代	経理不明

注) No1、2の病院は同一の病院。

② 厚生労働省による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る労災認定事例の発表

ビルメンテナンス業については、医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定された場合(上記通達のイ関係)の事例として、次の事例が挙がっています。

ビルメンテナ ンス業	清掃員	Dさんは、病院で清掃業務に従事していたが、院内でクラスターが発生し、新型コロナウイルスに感染した医療従事者との接触により感染したことが認められたことから、支給決定された。
---------------	-----	---

*①及び②からみても、ビルメンテナンス業においても業務中に「新型コロナウイルスに感染する」ことは例外ではなく現実に発生していることに注意する必要があります。その対策については、2で記載した取組みを各社で確実に実行していくことが必要であると考えられます。

問4) 感染経路が判明しない場合、どのように判断するのですか。

答4) 感染経路が判明しない場合であっても、感染リスクが高いと考えられる次のような業務に従事していた場合は、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性(業務起因性)を判断します。

(例1) 複数の感染者が確認された労働環境下での業務(「問5、答5」を参照)

(例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務(問6、答6)を参照)

問5) 「複数の感染者が確認された労働環境下」とは、具体的にどのようなケースを想定しているのでしょうか。

答5) 請求人を含め、2人以上の感染が確認された場合をいい、請求人以外の他の労働者が感染している場合のほか、例えば、施設利用者が感染している場合等を想定しています。

なお、同一事業場内で、複数の労働者の感染があっても、お互いに近接や接触の機会がなく、業務での関係もないような場合は、これに当たらないと考えられます。

問6) 「顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務」として想定しているのは、どのような業務でしょうか。

答6) 小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等を想定しています。

問7) 上記答4の(例1)、(例2)以外で示した業務以外の業務は、対象とならないのでしょうか。

答7) 他の業務でも、感染リスクが高いと考えられる労働環境下の業務に従事していた場合には、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性(業務起因性)を判断します。

*筆者(注)ビルメンテナンス業においても労働災害認定事例があります。

問8) 労働者が新型コロナウイルスに感染したとして労災請求する場合、事業主として協力できることはありますか。

答8) 労災請求手続は、請求人に行っていただくものですが、請求人が保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合、請求人の症状を確認しつつ、適宜、請求書の作成等への助力をお願いします。

なお、事業主による助力については、労働者災害補償保険法施行規則第23条で規定されています。

労働者災害補償保険法施行規則第23条(抄)

1. 保険給付を受けるべき者が、事故のため、みずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。(略)

詳しくは、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

問9) 労働者が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合、労災保険給付の対象となりますか。

答9) 労働者が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことにより健康被害が生じた場合、当該ワクチン接種を受けることが業務によるものと認められる場合には、労災保険給付の対象になります。